

支出負担行為担当官
防衛省大臣官房会計課
会計管理官 平下 一三
(公印省略)

公 告

下記により入札を実施するので、入札心得及び契約条項等を了承の上、参加されたい。

記

1. 入札に付する事項

調達番号	件名	内容	履行場所	履行期限
I-121	海上輸送における部外力活用に関する調査研究	仕様書のとおり	仕様書のとおり	自：契約締結日 至：令和8年3月31日

2. 入札方式 一般競争入札（総合評価落札方式、電子調達システム（政府電子調達（G E P S））対象案件）

3. 入札日時 令和7年10月1日(水) (10:30)

4. 入札場所 防衛省市ヶ谷庁舎E2棟3階入札室

5. 参加資格
- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
 - (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
 - (3) 令和07・08・09年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のC等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有するもの。
 - (4) 防衛省から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
 - (5) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
 - (6) 上記(3)の等級にかかわらず、防衛省所管契約事務取扱細則（平成18年防衛庁訓令第108号）第18条第4項各号のいずれかに該当する者（具体的には、以下ア～キのいずれかに該当する者）であること。なお、要件に該当する者で入札に参加しようとするものについては、令和7年8月29日(金) 9:00 までに下記ア～キに記載する書類等を防衛省大臣官房会計課契約係へ提出すること。

ア 当該入札に係る物品と同等以上の仕様の物品を製造した実績等を証明できる者

イ 資格審査の統一基準により算定された総合審査数値に以下の技術力の評価の数値を加算した場合に、当該入札に係る等級に相当する数値となる者

項目	基準	数値
入札物品等（訓令第18条第4項に規定する契約の対象となる物品又は役務をいう。以下同じ）に関連する特許保有件数	3件以上	15
	2件	10
	1件	5
入札物品の製造等（訓令第18条第4項に規定する契約の対象となる物品の製造又は役務の提供等をいう。以下同じ）に携わる技術士資格保有者数	9人以上	15
	7～8人	12
	5～6人	9
	3～4人	6
入札物品の製造等に携わる技能認定者数（特級、一級、単一級）	1～2人	3
	11人以上	6
	9～10人	5
	7～8人	4
	5～6人	3
	3～4人	2
	1～2人	1

注：1 特許には、海外で取得したものを含む。
2 技術士には、技術士と同等以上の科学技術に関する外国の資格のうち文部科学省

令で定めるものを有する者であって、技術士の業務を行うのに必要な相当の知識及び能力を有すると文部科学大臣が認めたものを含む。

ウ S B I R制度の特定新技術補助金等の交付先中小企業者等であり、当該入札に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

エ 株式会社産業革新投資機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、株式会社地域経済活性化支援機構、株式会社農林漁業成長産業化支援機構、株式会社民間資金等活用事業推進機構、官民イノベーションプログラム、株式会社海外需要開拓支援機構、一般社団法人環境不動産普及促進機構における耐震・環境不動産形成促進事業、株式会社日本政策投資銀行における特定投資業務、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構、一般社団法人グリーンファイナンス推進機構における地域脱炭素投資促進ファンド事業及び株式会社脱炭素化支援機構の支援対象事業者又は当該支援対象事業者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

オ 国立研究開発法人（科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第2条第9項に規定する研究開発法人のうち、同法別表第3に掲げるものをいう。）が同法第34条の6第1項の規定により行う出資のうち、金銭出資の出資先事業者又は当該出資先事業者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

カ 国立研究開発法人日本医療研究開発機構による「創薬ベンチャーエコシステム強化事業（ベンチャーキャピタルの認定）」又は国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構による「研究開発型スタートアップ支援事業（ベンチャーキャピタル等の認定）」において採択された者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

キ グローバルに活躍するスタートアップを創出するための官民による集中プログラム（J-Startup又はJ-Startup地域版）に選定された事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

6. 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7. 入札保証金及び契約保証金 免除

8. 入札の無効 5の参加資格のない者のした入札または入札に関する条件に反した入札は無効とする。

9. 契約書作成の要否 要

10. 適用する契約条項 役務等契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項

11. その他

- (1) 細部入札要領については別途配布する「一般競争入札の案内について」（以下、入札案内）のとおり。
- (2) 入札案内受領の際、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを提示すること。
- (3) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛省が認めた場合には、この限りではない。
- (4) 入札に関する条件（仕様書2.2.1 a)～d)に定める本業務の実施体制並びに仕様書6.3.1 a)～c)に定める契約の履行体制に関する資料を提出し、適合すると認められること（提出期限：令和7年 9月 1日（月） 12:00 必要に応じ追加資料の提出を求めることがある。）。
- (4) この一般競争（総合評価落札方式）に参加を希望するものは、応札資料作成要領に定める提出物を 令和7年 9月 16日（火） 12:00 までに提出しなければならない。
- (5) 本案件は、府省共通の「電子調達システム」（<https://www.p-portal.go.jp>）を利用した応札及び入開札手続により実施するものとする。ただし、電子調達システムによりがたい者は、「紙」による入札書等の提出も可とするが、郵便入札については令和7年 9月 29日（月）までに、下記担当者必着分を有効とする。

- (6) 落札者が、10に掲げる契約条項のほか、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者である場合は、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」を別途適用する。
- (7) 入札案内の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先
〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1 (庁舎A棟10階) ※顔写真付の身分証明書を
持参すること。
受付時間 9:30~18:15 (12:00~13:00までの間を除く)

また、入札案内のメール配布を希望する者は、以下のとおりメールを送信すること。

メールアドレス：naikyoku_chotatsu_mailmagazine@ext.mod.go.jp

メール件名：「件名：○○○」 入札案内送信依頼

添付ファイル：資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写し

防衛省大臣官房会計課契約係 河野 電話 03-3268-3111 内線20822

仕 様 書		
件名	海上輸送における部外力活用に関する調査研究	作成年月日 令和7年7月11日
		防衛政策局防衛政策課

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、海上輸送における部外力活用に関する調査研究（以下「本調査研究」という。）について規定する。

1.2 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を構成するものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版を適用する。

なお、引用文書が定める事項がこの仕様書の内容と異なる場合は、この仕様書の内容が優先する。

- 「著作権法」（昭和45年法律第48号）
- 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成12年法律第100号）
- 「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和7年1月28日閣議決定）
- 「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）」（防装庁（事）第137号。4. 3. 31。以下「情報セキュリティ通達」という。）

2 役務の実施に関する要求

2.1 契約期間

契約日から令和8年3月31日までとする。

2.2 本調査研究の実施体制

2.2.1 体制の確保等

契約の相手方は、本調査研究の実施に当たって次の体制を確保し、これを変更する場合には事前に官側と協議すること。

- 契約の履行に必要な業務に従事する者、かつ、履行中に知り得た情報の保全を確実に行うことができる者（以下「業務従事者」という。）を確保すること。
- a)の業務従事者が、履行に必要若しくは有用な、又は背景となる経歴、知見、資格、語学（母語及び外国語能力）、文化的背景（国籍等）、業績等を有すること。

- c) a)の業務従事者が他の手持ち業務等との関係において履行に必要な業務所要に対応できる態勢にあること。
- d) 官側から意見交換を求められた際は、それに対応できる態勢を確保すること。

2.2.2 第三者に係る取扱い

- a) 契約の相手方は、この役務に第三者を従事させる必要がある場合には、あらかじめ、当該第三者の事業者名等を届け出た上で、官側の承認を得るものとし、当該者に契約の相手方と同様の保全の約定をさせること。
- b) 契約の相手方は、本契約の履行に当たり知り得た知識を第三者に漏えい又は他に転用しないこと。

2.3 本調査研究の目的

防衛省・自衛隊における部外力活用については、令和6年8月の「人的基盤の抜本的強化に関する検討委員会」の中間報告において、「新たな戦い方のための要員所要に対応するため隊員の担うべき業務の整理を検討し、民間委託等の部外力を引き続き積極的に活用」することとされている。また、同年12月に「自衛官の処遇・勤務環境の改善及び新たな生涯設計の確立に関する関係閣僚会議」で示された基本方針では、「自衛隊で知識・技能・経験を培った退職自衛官を中心とする法人や団体への業務の委託などを含め、部外力としての退職自衛官の活用の在り方について検討を進める」旨示された。このように、部外力活用は、新たな戦い方への対応及び自衛官の処遇改善の二つの側面から、省として推進していく必要がある。

自衛隊の任務において、島嶼部を含む我が国への侵攻に対しては、侵攻阻止のために必要な部隊等を南西地域に迅速かつ確実に輸送する必要があり、また、強化された機動展開能力を住民避難に活用するなど、国民保護の任務を着実に実施していく必要がある。

以上の事情から、防衛省として、自衛隊の任務に必要な海上輸送能力の安定的な確保、民間の輸送需要の引き受け、退職自衛官の活用を担う事業体を設置することを含めて、民間船舶活用のための新たな形を検討していく必要がある。

2.4 本調査研究の内容

本調査研究においては、以下の事項について調査、提案を実施する。

a) 自衛隊の輸送所要と民間の輸送需要の引き受けを両立させる事業戦略

本件検討において想定する事業体は、有事においては自衛隊の部隊等の輸送を実施することを念頭に置きつつ、平時においては自衛隊の訓練等において部隊等を輸送するとともに民間の内航海運業の市場における需要も取り込んで採算性を確保することが望ましい。これを踏まえて、我が国の内航海運について地域ごとの輸送需要の特徴や船員の賃金水準、船舶の種

類ごとの需要の特徴等を明らかにし、民間需要を取り込む上での実現性と課題、採算性を確保するための事業戦略等について調査・提案する。

b) 官による平素の輸送需要

防衛省の輸送所要に対応した海上輸送事業を実施する場合、平時において、訓練支援等の防衛省・自衛隊による活用に加えて、どのような官による輸送所要が発生することが見込まれるか調査する。特に、防衛省以外の各省庁や地方自治体等による活用の可能性について調査し、そうした需要に応えるために事業者とこれらの省庁・自治体の間で必要な連携の在り方について提案する。

c) 必要な船腹及び船員（従業員）の雇用に関する検討

本件検討において想定する事業者は、有事や平時の訓練において大規模な部隊の輸送を担うことが想定される。一方、輸送事業を実施する船舶の大きさと船員（従業員）の資格に係る要件は国際条約及び国内法で規定されている。そこで、別途防衛省より示す自衛隊部隊の輸送所要を満たしつつ、上記 a) 及び b) において具体化された輸送需要にも応えることが可能であり、かつ事業として経営する上で最適な船舶の大きさ、数、必要な船員と資格の組み合わせについて調査・提案する。

また、事業者は有事においても自衛隊の任務に必要な輸送を担うことが想定され、この際に船員等従業員を確実に確保する必要がある。この観点から、民間人たる海技士人材を雇用する場合、事態対処時における業務継続の観点での法制度、労働慣行等による課題を調査する。

d) 予備自衛官等の活用の方策

c) において検討する事態対処時における業務継続の観点から、予備自衛官等（予備自衛官及び予備自衛官補）を船員（従業員）として雇用する、あるいは従業員の予備自衛官補への任用を促進することが考えられるところ、こうした取組を進めるにあたって、予備自衛官等に関する現行制度上の課題、事業者に対する予備自衛官雇用のインセンティブ付与の方策等について、民間輸送事業者等へのヒアリング等を通じた調査を行う。また、予備自衛官等及び退職を控えた現役自衛官が海技士資格を取得するために必要な支援体制を提案する。

e) 事業者による輸送船舶の運航におけるコスト・ベネフィットの算出

防衛省の輸送所要に対応した海上輸送事業を実施する場合、海上輸送に使用する船舶の取得方法として、新造・中古船購入・リース等が考えられるところ、特に新造の場合は造船キャパシティ等も考慮しながら利用可能な船舶について整理するとともに、それぞれの取得方法における投資対効果、採算性、リスク等を踏まえて持続可能な事業モデルを検討する。

f) 他国軍隊における、海上輸送における民間船舶の活用例、法的及び契約上の枠組み並びに補償制度等

他国軍隊において、平素及び有事における海上輸送に民間船舶を活用している事例、その根拠となりうる法的及び契約上の枠組み（政府の関与の仕方）、民間事業者を当該枠組みに参画させるためのインセンティブ、人的・物的損害等が発生するに場合に備えた補償制度等について調査を行う。

g) 防衛省・自衛隊による海上輸送における部外力の活用の在り方

a) ～ f) を踏まえ、防衛省・自衛隊において検討すべき、海上輸送における、平素からの民間需要の取り込み及び事態対処時における業務継続も見据えた部外力の活用の在り方に関する提案を行う。特に、防衛省が経営に何らかの形で関与する法人を設立して海上輸送事業を実施する場合、防衛省による関与の在り方（出資の仕組み、株式会社の場合は株式保有の仕組み等）、法人の規模（保有する船舶数、雇用する船員数、管理部門の設け方等）、及び法人の設立に必要な具体的手続について調査・提案する。特に、各種法令、規則、防衛省・自衛隊の組織の特性等を踏まえた上で、必要な法令や規則の改正を含む具体的な提案を行う。

h) 海上輸送に関する調査結果からの示唆の抽出、提案

g) の調査過程で得られる知見、その他契約の相手方において有する知見を踏まえ、防衛省・自衛隊による海上輸送以外の分野（例：陸上・航空輸送、施設整備・基地業務、補修・整備、教育・訓練）における部外力活用に適用可能な示唆を抽出・提案する。すなわち、海上輸送とその他の分野の業務の性質の違いを踏まえて、g) で提案する部外力活用のあり方が他の業務にもどの程度適用可能なのか、また、様々な分野の業務を包括的に請け負うような法人の在り方が可能かどうかを検討・提案する。

3 実施要領

3.1 体制表の作成

契約の相手方は、官側と調整の上、本調査研究に係る業務従事者を記載した体制表を作成し、官側へ提出すること。

3.2 実施計画書の作成

契約の相手方は、官側と調整の上、契約後速やかに本調査研究に係る実施計画書を作成し、官側に提出すること。

3.3 官側への定期報告等

契約の相手方は、官側と調整の上、実施内容等について毎月1回以上、官側に本調査研究の進捗等を報告し、指示を受けること。また、その他官側から参加を要請された会議へ参加すること。

3.4 調査報告書等の作成

契約の相手方は、官側と調整の上、本調査研究の成果を取りまとめた調査報告書を日本語で作成すること。また、調査報告書において、日本語以外の資料を引用する場合には、日本語訳を付けること。

3.5 報告会の実施

契約の相手方は、官側と調整の上、防衛省防衛政策局防衛政策課において、調査報告書に関する中間報告会（12月下旬）及び最終報告会（3月）を実施すること。

3.6 定期報告や報告会における議事録や資料の作成

契約の相手方は、定期報告や報告会等における議事録を作成し、また、必要に応じて会議資料を作成し、官側に提供すること。

4 提出書類等

4.1 提出書類

契約の相手方は、表1に示す提出書類を防衛省防衛政策局防衛政策課に提出すること。

表1 提出書類

番号	名称	提出時期	媒体
1	体制表	契約後速やかに	書面1部及び電子媒体1枚
2	実施計画表	契約後速やかに	書面1部及び電子媒体1枚
3	定期報告書	定期報告の都度	書面1部及び電子媒体1枚
4	議事録	定期報告及び報告会後速やかに	書面1部及び電子媒体1枚
5	中間報告書	報告会時	書面1部及び電子媒体1枚
6	調査報告書	契約納期まで	書面1部及び電子媒体1枚

※ 提出書類は、Microsoft Office (Word 又は Power Point) を用いて作成し、作成したファイルをPDFファイルとしたものと合わせ、契約の相手方が用意する電子媒体に保存して提出すること。

4.2 提出場所

東京都新宿区市谷本村町5-1 防衛省防衛政策局防衛政策課

5 著作権等

著作権その他の権利は、別紙のとおり取り扱うこと。

6 その他

6.1 提案内容に関する準拠性

本調査研究の実施に当たっては、本仕様書のほか契約の相手方が調達時に提案した事項を実施すること。

6.2 検査

検査は、この仕様書に基づき支出負担行為担当官補助者が行うものとする。

6.3 情報保全

6.3.1 体制の確保

契約の相手方は、この契約の履行に際し知り得た保護すべき情報（情報セキュリティ通達第2項第1号に規定する情報をいう。）その他の非公知の情報（以下「保護すべき情報等」という。）の取扱いに当たっては、情報セキュリティ通達における添付資料「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項」及び別紙「装備品及び役務の調達における情報セキュリティ基準」に基づき（保護すべき情報に該当しない非公知の情報にあつては、これらに準じて）、適切に管理するものとする。この際、特に、保護すべき情報等の取扱いについては、次の履行体制を確保し、これを変更した場合には、遅滞なく官に通知するものとする。

- a) 契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成等した情報が、保護すべき情報（情報セキュリティ通達第5項第4号の規定に基づく解除をしようとする場合に、同号に規定する確認を行うまでは保護すべき情報として取扱うものとする。）として取扱われることを保障する履行体制
- b) 保護すべき情報等について、官側の同意を得て指定した取扱者以外の者に取り扱わせないことを保障する履行体制をとること。
- c) 保護すべき情報等について、官側が書面により個別に許可した場合を除き、契約の相手方に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の契約の相手方に対して、指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の契約の相手方以外の者に対して伝達又は漏えいされないことを保障する履行体制をとること。

6.3.2 契約を履行する一環として収集、整理、作成等した情報の取扱い

- a) 契約の相手方は、6.3.1に述べる事項等の情報セキュリティが侵害され又は侵害されるおそれが発生した場合には、遅滞することなく、直ちに報告すること。
- b) 業務の遂行において契約の相手方の情報セキュリティ対策の履行が不十分であると官側が認めた場合は、契約の相手方は官側の求めに応じ協議を行い、両者で合意の上で、改善を図ること。
- c) 契約の相手方は、本調査研究の履行に当たって、以下の事項について遵守すること。契約の相手方は、知り得た保護情報の取扱いに当たっては、

「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）」に基づき、適切に管理する。細部については、表2のとおりとする。

表2 保護すべき情報

番号	保護すべき情報	保護すべき情報の詳細	企業で取り扱う際の留意事項	備考
1	今後の具体的政策・運用構想	防衛省における今後の具体的政策や自衛隊の運用構想の検討に関する情報	官側との調整時、提出書類の作成時に明らか又は類推される場合には保護の対象とする。	—

6.4 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律の遵守

本調達物品等は、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和7年1月28日閣議決定）の基準を満たすものであること。また、基本方針の改定があった場合には、これに従うものとする。

6.5 疑義事項

この仕様書の内容について疑義を生じた場合は、契約担当官等と協議するものとする。

6.6 仕様書に定めのない事項

この仕様書に定めのない事項について、官側から契約相手方に対し、要望があった場合には、官側と契約相手方との協議の上、必要に応じて契約相手方からの支援を受けられるものとする。

6.7 資料の貸与

契約の相手方は、本役務の実施にあたり必要な官側の保有する資料等について、官側の許可を得た上で、閲覧又は貸与を受けることができる。官側が保有する資料の閲覧又は貸与を受ける場合は、取扱いに留意し、法令及び関連規則に従い、官側が指定する条件を遵守すること。

著作権その他の権利

- 1 契約の相手方は、調査報告書等を作成する場合は、第三者が有する著作権等を侵害することのないよう、必要な処置を講ずること。
- 2 この契約において作成した調査報告書等が第三者の権利を侵害しているとして、官側に対して、第三者が何らかの請求・主張を行ったときには、契約の相手方が自己の費用にて当該第三者と交渉・訴訟を行い、弁護士費用、その他の費用を含む損害賠償責任は全て契約の相手方が負担すること。
- 3 この契約において創作され納入物となる調査報告書等の著作物において著作権等が発生する場合、その権利は次によること。ただし、官側は納入された著作物を自ら利用するために必要と認められる範囲において、翻案、複製及び貸与することができる。
 - (1) 契約の相手方が従来から有していた著作権等は、契約の相手方に留保される（以下「留保著作権等」という。）。
 - (2) 契約の相手方は、この契約で新たに契約の相手方が著作した調査報告書等の著作権を官側に譲渡することとし、調査報告書等の納入時に属紙第1「調査報告書等に関する著作権譲渡証明書」を作成し、提出すること。
 - (3) 契約の相手方は、提出書類及び納入品に関し、著作権法に規定する著作人格権を行使しないこととし、調査報告書等の納入時に属紙第2「調査報告書等に関する著作人格権不行使証書」を作成し、提出すること。
 - (4) 契約の相手方は、調査報告書等に関する著作権等の留保を主張する場合は「調査報告書等に関する著作権譲渡証明書」の附属書として属紙第3「調査報告書等に関する留保著作権等内訳書」を作成し、提出すること。契約の相手方は、提出後速やかに留保部分について官側と協議を行った上で、確認を受けること。また、確認を受けた留保部分に関する詳細資料を官側に提出すること。
- 4 契約の相手方は、著作権等の帰属等に関し疑義が発生した場合は、その都度官側と協議して解決すること。また、協議において取決めを行った場合、契約の相手方は、取り決めた文書を速やかに官側に提出し、確認を受けること。

調査報告書等に関する著作権譲渡証明書

令和 年 月 日

甲

殿

乙 住 所
会 社 名
代 表 者 名

統制番号 (調達要求番号)			
品名			
契約金額		納入先部隊等名 (納入場所)	
数量・単位			
単価		契約番号及び年月日	

乙は、上記契約により作成した調査報告書等に関する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条に定める全ての権利を含む。）を令和 年 月 日に甲に対して譲渡したことに相違ありませんので、本証明書を提出いたします。ただし、甲及び乙の協議の下、乙への留保が認められた著作権は除くものといたします。

調査報告書等に関する著作者人格権不行使証書

令和 年 月 日

甲

殿

乙 住 所
会 社 名
代 表 者 名

統制番号 (調達要求番号)			
品名			
契約金額		納入先部隊等名 (納入場所)	
数量・単位			
単価		契約番号及び年月日	

乙は、上記契約により作成した調査報告書等に関する著作者人格権（著作権法（昭和45年法律第48号）第18条から第20条に定める全ての権利を含む。）を行使しないことを約束し、本証書を提出いたします。

なお、著作者人格権を行使しようとする場合には、甲の承認を得るものとします。

附属書

調査報告書等に関する留保著作権等内訳書

調査報告書等に関する著作権譲渡証明書のただし書により，乙に留保される著作権等の内訳は，次のとおりです。

<p>該当範囲</p>	
<p>該当箇所</p>	
<p>理由</p>	